

「(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

(1) 対象事業やその規模の必要性が不明確であるため、現在の市街化区域に加えて新たな市街化区域が必要な理由及び人口密度の算出根拠の記載を検討すること。

[大気環境]

〈騒音〉

- (1) 騒音の調査にあたっては、事業実施区域から近い既存道路である県道熊本菊陽線の調査の検討を行うなど、事業実施予定地の騒音の実態が把握できる地点を選定すること。
- (2) 今後、事業実施想定区域周辺への半導体関連企業の進出や菊陽空港線の延伸などにより、交通量の増加やそれに伴う騒音の影響が見込まれるため、現地調査の結果のみならず、将来の交通量も含め予測、評価を行うこと。

[水環境]

〈水象〉

- (1) 雨水の排除については水路が重要になるため、調整池等による流量調整を踏まえ、十分な流下能力があるのか検討すること。

なお、検討にあたっては、事業実施想定区域から河川までの間の農地の存在も考慮すること。

〈地下水〉

- (1) 事業実施想定区域は、熊本県地下水保全条例に基づく重点地域であり、重要な地下水かん養域に相当する。

方法書以降の手続きにおいては、土地の改変による地下水面への直接的な影響だけでなく、地下水かん養量への影響についても予測及び評価を行うこと。

なお、当該予測及び評価にあたっては、土地利用の割合の変化、事業による地下水のかん養量の変化の数値化、白川中流域水田を活用した地下水かん養事業の実施状況の図示など、事業内容や事業実施に伴う変化を考慮すること。

[動物・植物・生態系]

〈植物〉

(1) 参考文献から得られる情報は古く、実際の植物の生育状況と一致していない可能性が高いため、希少な植物が確認できるよう丹念な調査を計画すること。

〈生態系〉

(1) 事業実施想定区域内の小河川や水路は生態系の保全に重要な役割を果たすため、小河川等内の動植物が適切に確認できるよう調査を計画すること。

[文化財]

〈文化財〉

(1) 地上にある文化財については、現地にそのまま残すよう配慮すること。

(2) 事業実施想定区域内では、埋蔵文化財について十分な調査が行われていないことが想定されるため、文化庁の指針等に基づいた事前の試掘調査による埋蔵文化財の把握及び計画的かつ丁寧な調査を検討すること。

[その他]

〈交通安全〉

(1) 道路構造等の検討にあたっては、騒音だけでなく、高架を設けるなど交通安全についても配慮すること。